

**令和 5 年度 外国につながる子ども向け寺子屋事業実施業務委託
業者選定実施要領**

1 業務内容等

別紙「令和 5 年度 外国につながる子ども向け寺子屋事業実施業務委託 仕様書」のとおり。

2 契約方法等

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式（随意契約）

(2) 予算執行額

ア 川崎区 1,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以下

イ 幸区 1,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以下

ウ 中原区 900,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以下

※ 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和 5 年 3 月頃）を要します。

3 履行場所等

(1) 川崎区

ア 会場：教育文化会館内、ふれあいプラザかわさき内

イ 時間帯：隔週水曜午後（24 回×2 会場＝全 48 回以上）

ウ 対象者：川崎区内の児童生徒

(2) 幸区

ア 会場：幸町小学校内、東小倉小学校内

イ 時間帯：隔週土曜午前、隔週水曜午後（24 回×2 会場＝全 48 回以上）

ウ 対象者：幸区内の児童生徒

(3) 中原区

ア 会場：川崎市国際交流センター内

イ 時間帯：隔週土曜午前（全 24 回以上）

ウ 対象者：中原区内の児童生徒

4 業者選定実施スケジュール

- 実施要領等の公表 令和 5 年 2 月 27 日（月）
- 参加意向申出書提出期間 令和 5 年 2 月 27 日（月）～ 3 月 8 日（水）
- 質問受付期間 令和 5 年 2 月 27 日（月）～ 3 月 3 日（金）
- 質問に対する回答 令和 5 年 3 月 6 日（月）
- 参加資格確認結果通知 令和 5 年 3 月 10 日（金）
- 企画提案書等提出期間 令和 5 年 3 月 13 日（月）～ 3 月 22 日（水）
- プロポーザル評価委員会 令和 5 年 3 月 24 日（金）午後
- 評価結果の通知 令和 5 年 3 月 29 日（水）

5 参加資格

- (1) 申出時点において、川崎市の競争入札参加資格を有する登録事業者であること。
- (2) 川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

6 提案を求める内容

本業務が、小学校での学習に援助を必要とする外国につながる子どもたちが、本市が取組を進めている「地域の寺子屋事業」をはじめとした地域ぐるみによる学習支援等を享受できることを目的としていることを踏まえ、次に掲げる内容に沿って御提案ください。

- (1) 本業務に対する考え方、取組の基本姿勢
- (2) 本業務の実施概要や実施スケジュール、実施体制
- (3) これまでの類似業務等の実績に基づいた独自の提案とそのねらい
- (4) その他

仕様書で定める以外の内容についても自由に御提案ください。

提案内容は見積額とバランスが取れたものとしてください。

7 参加意向申出及び参加資格確認

このプロポーザルに参加を希望する場合は、上記参加意向申出書提出期間内に別紙「参加意向申出書」を御記入いただき、pdf 化したデータを担当部署宛に電子メールで御提出ください。

参加意向申出書を提出された事業者には、本市で内容を確認した上で、上記参加資格確認結果通知の期日までに参加資格確認結果通知書を電子メールで交付いたします。

なお、参加資格確認結果を通知する際に、参加していただくプロポーザル評価委員会の時間等の詳細を併せて連絡いたします。

8 質問書の受付・回答

本業務委託の内容等に関する質問がある場合は、上記質問受付期間内に担当部署宛に電子メールで御提出ください（様式自由）。

- (1) 持参・電話・FAX・口頭による質問は不可とします。
- (2) 単なる意見、要望又は本事業と直接関係ないと本市が判断したものについては、回答しない場合があります。
- (3) 本実施要領等、既に公開されている資料に記載されているものについては、質問自体が不要と判断されるため、該当部分を質問者へ個別に提示や説明すること等によって対応する場合があります。
- (4) 質問への回答は、上記に示す期日までに本市ホームページにおいて公表します。

9 企画提案書等の提出、提案辞退

企画提案書は、仕様書で提示された本委託業務をどのように実施していくのかについて、具体的な提案を明記することとし、上記企画提案書等提出期間内に担当部署宛にメール等により御提出ください。提出書類の様式は、すべて任意とします。また、データを格納した DVD-R 等を郵送される場合は期限までに本市に到着している必要があります。

なお、参加意向申出書を提出した後に提案を辞退される場合は、別紙「提案辞退届」を御記入いただき、pdf 化したデータを上記企画提案書等提出期間までに担当部署宛に電子メールで提出してください。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（A4 判縦横どちらでも可。表紙を除き 5 ページ以内）
- イ 見積書
- ウ 業務実施体制表
- エ 提案者概要（パンフレット等）
- オ 類似実績がある場合は、その実績が分かる資料

(2) 企画提案書等の取扱

- ア 提出された企画提案書等は、返却いたしません。なお、提出された企画提案書等は、提出者に無断で評価以外の目的には使用いたしません。
- イ 提出期限後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は認めません。
- ウ 企画提案書等は、あくまでも本業務の委託にあたり知識、経験、熱意があるかどうかを見る資料であり、企画提案書等に記載の内容は尊重しますが、そこに盛り込まれた提案の全てが契約に反映されるとは限りません。
- エ 企画提案書等の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。
- オ 企画提案書等に記載した担当予定者は原則として変更できません。退職等やむを得ない理由により変更を行なう場合には、本市の了解が必要となります。
- カ 企画提案書等の作成に係る費用は、事業者の負担とします。
- キ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属します。ただし、選定された提案については、提案者と事前に協議した上で、その内容を公表することがあります。
- ク 企画提案書等は、川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例第 1 号）の規定に基づき、開示を請求されたときは、公にすることにより、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象となります。ただし、選定期間中は同条例第 8 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、開示の対象となりません。

10 プロポーザル評価委員会

(1) 日時

令和 5 年 3 月 24 日（金）午後

(2) 場所

川崎市川崎区宮本町 6 番地 明治安田生命ビル 4 階 第 1 会議室

(3) 評価方法

評価は、本市が設置するプロポーザル評価委員会において実施します。なお、評価基準は、「令和 5 年度 外国につながる子ども向け寺子屋事業実施業務委託 選定評価基準」のとおりです。

(4) 提案説明

ア 提案説明は、提出書類等のほか、本市が会場内に準備するノートパソコン及びプロジェクター等を使用して行ってください。

イ 提案説明は各事業者 30 分（説明 20 分、質疑応答 10 分）以内とします。ただし、参加事業者の申込状況等により、あらかじめ説明時間を短縮する場合があります。

ウ 契約後に本業務に携わる人が企画提案書の作成、及びプロポーザル評価委員会に参加してください。なお、出席者は 2 名以内とします。

(5) その他

プロポーザル評価委員会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 3 号）第 5 条第 3 号の規定を準用し、非公開とします。

11 評価結果

評価結果については、令和 5 年 3 月 29 日（水）に全ての提案事業者に電子メールで通知するとともに、本市ホームページで公表します。

12 契約手続等

(1) 評価結果の通知後、速やかに選定された事業者と契約を締結します。

(2) 契約書の作成は必要とし、契約書類作成等に係る費用は、事業者の負担とします。

(3) 契約保証金

川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 33 条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約金額の 10 パーセントを納付する必要があります。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則等は川崎市ホームページ「入札情報かわさき」で閲覧できます。

URL: <https://www.city.kawasaki.jp/233300/>

(5) 委託代金の支払

委託業務の全部が終了した後の支払を原則としますが、本市と選定された事業者との協議により、本市が必要と認める場合に限り、委託代金の全部または一部をあらかじめ概算（要清算）で支払うことができるものとします。

(6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。